

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う永平寺町国民健康保険減免申請判定フロー

この判定フローは減免申請書と合わせてご提出ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少された方などに対して、国民健康保険税の減免制度（以後、「コロナ減免」と表記します。）が創設されました。

コロナ減免の適用の可否、申請方法などを以下の設問で確認してください。

設問 1	世帯の主たる生計維持者は、世帯主（納税義務者）ですか？
	<input type="checkbox"/> はい → 設問 2 にお進みください。 <input type="checkbox"/> いいえ → 世帯主以外の方が生計維持をされている場合となりますが、その生計維持者は国民健康保険加入者ですか？ <input type="checkbox"/> はい → その生計維持者は世帯主を扶養していますか。または、世帯主には令和 3 年中に全く収入がありませんでしたか？ <input type="checkbox"/> はい → 設問 2 にお進みください。 <input type="checkbox"/> いいえ → 減免対象外となりますので、申請はできません。 <input type="checkbox"/> いいえ → 減免対象外となりますので、申請はできません。
設問 2	新型コロナウイルスに感染し、主たる生計維持者が死亡または 1 ヶ月以上の治療を要する状態となりましたか？
	<input type="checkbox"/> はい → 減免対象です。医師の診断書等を添付して減免申請書をご提出ください。（診断書等には死亡、1 ヶ月以上の治療を要した等の記載が必要です） <input type="checkbox"/> いいえ → 設問 3 にお進みください。（減収世帯）
設問 3	主たる生計維持者の令和 3 年中の合計所得金額が 1000 万円以下ですか？
	<input type="checkbox"/> はい → 設問 4 にお進みください。 <input type="checkbox"/> いいえ → 減免対象外となりますので、申請はできません。 介護保険料の減免判定のみ、設問 4 にお進みください。
設問 4	新型コロナウイルス感染症の影響により減収が見込まれる収入区分は事業収入（営業・農業）・不動産・山林収入・給与収入のいずれかに該当しますか？ 以降、「事業収入等」といいます。
	<input type="checkbox"/> はい → 設問 5 にお進みください。 <input type="checkbox"/> いいえ → 減免対象外となりますので、申請はできません。

設問 5	減収が見込まれる設問 4 の収入区分の令和 4 年中の見込み収入額を算出し、令和 3 年中の収入額と比較して30%以上減収していますか？
	<input type="checkbox"/> はい → 設問 6 にお進みください。 <input type="checkbox"/> いいえ → 減免対象外となりますので、申請はできません。
設問 6	主たる生計維持者の減収が見込まれる事業収入等 <u>以外</u> の所得はないか、あってもその所得の合計は400万円以下ですか？
	<input type="checkbox"/> はい → 設問 7 にお進みください。 <input type="checkbox"/> いいえ → 減免対象外となりますので、申請はできません。
設問 7	主たる生計維持者の減収が見込まれる事業収入等から必要経費を引いた後の令和 3 年中の所得が 0 円（給与の場合は55万円以下）またはマイナスでしたか？
	<input type="checkbox"/> はい、0円またはマイナスでした → 減免対象外となりますので、申請はできません。 <input type="checkbox"/> いいえ、プラスでした → 設問 8 にお進みください。
設問 8	主たる生計維持者の収入が減少した理由は次のいずれかに該当しますか？ ①新型コロナウイルス感染症の影響により、仕事を退職したため収入が減少した ②新型コロナウイルス感染症の影響により、事業廃止となったため収入が減少した
	<input type="checkbox"/> ①に該当 → 設問 9 にお進みください。 <input type="checkbox"/> ②に該当 → コロナ減免を申請することができます。 (添付書類に「廃業届」等が必要です。) <input type="checkbox"/> どちらにも該当しない場合 → コロナ減免を申請することができます。
設問 9	会社の都合（非自発的な理由）で勤務先を退職しましたか？
	<input type="checkbox"/> はい → 新型コロナウイルスの影響による減免申請はできませんが、非自発的軽減の適用に該当する場合があります。 詳しくはお問い合わせください。 <input type="checkbox"/> いいえ → 自己都合による退職は、減免対象外となりますので、申請はできません。

設問回答の結果、コロナ減免を申請することができることとなった方は、根拠資料を基に「収入減少等申告書」に記入したうえで、本庁税務課までお越しください。書き方等が不明の場合は、お問い合わせいただくか資料をお持ちの上お越しください。

◆ お問い合わせ先：永平寺町役場 住民税務課（本庁） 0776-61-3944